

【写】

砺波基発 0624 第 1 号の 1
令和 6 年 6 月 24 日

(商工会議所・商工会)
(代表者 各位)

砺波労働基準監督署長

商業における労働災害防止対策の徹底について (要請)

平素より、労働基準行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第 14 次労働災害防止計画(令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年計画)において、商業は特に労働災害が増加傾向にある重点業種として取り組んでいます。

しかしながら、当署管内における昨年の商業の死傷災害(休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。) は 16 件と一昨年に比べ 1 件減少したものの、直近 5 か年では横ばいであり、本年においては 5 月末時点で 9 件の災害が発生し、前年同期と比較して 60% 増加していることから大変憂慮すべき状況にあります。

また、全国の商業で発生している死傷災害の内訳を見ると、転倒による災害が全体の 39.7%、次いで動作の反動・無理な動作による災害が 13.8% を占めていますが、就業者の高齢化もあり、いずれの事故の型も骨折や関節障害が多く、1 か月以上の休業に至る重篤な結果をもたらす場合も少なくありません。

貴団体傘下の会員事業者におかれましては、お客様の安全・安心の為、様々なお取り組みをされていることと拝察いたしますが、同時に、今後の少子高齢化に伴い労働力人口が減少する社会情勢の中で労働災害を防止し従業員が安全に働き続けられる環境を作ることも重要な経営課題であり、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現にも繋がります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員事業者に対し、別添の資料をご活用いただき、情報が行き渡るよう広く周知いただくとともに、労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先

砺波労働基準監督署 〒 9 3 9 - 1 3 6 7 富山県砺波市広上町 5 番 3 号 担当部署 監督・安衛課 電 話 0763 - 32 - 3323
--